

# 牧之原市教育委員会表彰規程

平成 17 年 10 月 11 日  
教育委員会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市の教育の各分野において功績のあった個人又は団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第 2 条 表彰は、本市の市民及び団体で次の各号のいずれかに該当するものについて、牧之原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを行う。

(1) 教育、学術、美術、工芸、スポーツ、その他文化の振興に貢献し、その功績が顕著なもの

(2) その他教育委員会が特に表彰するに値すると認めるもの

2 前項の各号のいずれかに該当するもののうち、全国的なレベルでの功績が優秀な市民又は市出身の 20 歳未満の少年少女については、個人又は団体を問わず教育委員会が「牧之原市少年少女ノーベル賞」を贈り、これを表彰する。

(推薦書)

第 3 条 前条第 1 項第 1 号又は第 2 項に該当すると思われる個人又は団体を推薦書（様式第 1 号）により教育委員会に推薦することができる。

(表彰の決定)

第 4 条 表彰するものの選考及び決定は、教育委員会がこれを行う。

(表彰等)

第 5 条 表彰する個人又は団体には、表彰状と副賞を贈る。

2 表彰を受けるべき者が死亡したとき、表彰状及び副賞は、その遺族に贈る。

3 表彰の時期は、教育委員会が定める日に行う。

(表彰台帳)

第 6 条 教育委員会は、表彰台帳（様式第 2 号）を備え、表彰の実施その他の事項を記録する。

(適用除外)

第 7 条 この訓令は、牧之原市表彰条例（平成 18 年牧之原市条例第 5 号）に基づく表彰に該当するものについては、適用しない。

(補則)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の榛原町教育委員会表彰規程（平成 13 年榛原町教育委員会規程第 2 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。